

表 6 - 9 特定工場から発生する振動の規制基準

区域の区分	時 間 の 区 分	
	昼間：午前 6 時から午後 1 0 時まで	夜間：午後 1 0 時から翌朝 6 時まで
第 1 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6 - 10 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特定建設 作業種類	種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
	振 動 の 大 き さ	夜 間 又 は 深 夜 作 業 の 禁 止	1 日 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
くい打機、 くい抜機又 はくい打く い抜機を使用する作業	7 5 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時 から翌日の 午後 7 時 ま で	第 1 号区域 1 日につき 1 0 時 間	同 一 場 所 お いて 連 続 6 日 間	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打く い抜機を除く。
鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業						作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1 日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mをこ えない作業に限る。
舗装版破碎 機を使用す る作業						手持式のものを除く、 作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1 日における当該 作業使用する作業に係 る二地点間の最大距離 が50mを超えない作業 限る。
ブレーカー を使用する 作業		第 2 号区域 午後 1 0 時 から翌日の 午前 6 時 ま で	第 2 号区域 1 日につき 1 4 時 間			

(注) (区域の区分) 第 1 号区域：第 1 種区域、第 2 種区域および第 3 種区域の全区ならびに第 4 種区域で
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区
域。

第 2 号区域：第 4 種区域のうち、第 1 号区域を除く区域。